

# 第4章 自然と共生できるまちづくり

## 4-1 自然環境の保全と共生

### 現状と課題

経済発展を背景とした開発などによる自然環境への影響や、地球温暖化による地球規模の気候変動によって様々な問題が発生しています。地球規模の環境問題に対応するため、自然と共生する持続可能な社会の構築に向けた取り組みが重要となっています。

本市は、風光明媚な海岸線をはじめ、青い日本海、豊かな実りの農地、それを潤す幾本もの川の流れ、緑の山々、青い空など多様な自然環境の中で歴史と伝統が息づくまちとして発展してきました。

このような四季折々の彩り豊かな自然との共生を図り、貴重な歴史文化遺産を大切に守りながら、より良い生活環境を将来世代に確実に引き継いでいくために、平成21年（2009年）に「環境都市さかい宣言」を行い、「良好な生活環境の創出」「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」「循環型社会の形成」「環境にやさしい人づくり」「地球環境の保全」を基本に環境施策に取り組んでいます。今後も、市民や関係団体などと連携して環境へ配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

平成26年（2014年）に改訂した「坂井市環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギーの普及に関する取り組みや、市民による環境美化の活動、環境教育、水辺環境保全、森と里山の保全など様々な環境保全活動に取り組み、環境に対する意識向上を推進しています。

今後とも、地域の生態系の保護、地球規模の気候変動への影響を防ぐため、暮らしや経済活動を通じた環境への負荷を低減する必要があります。

### 方針

- 方針1 豊かな自然と共生する社会づくりの推進
- 方針2 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進
- 方針3 地球温暖化対策の推進



## 基本施策

### (1) 豊かな自然と共生する社会づくりの推進

- 地域や企業、関係団体などと協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 森と里山の保全や外来生物駆除などを通じた水辺環境の再生を行い、生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなど世代間・都市間のふれあい体験・交流活動を進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

### (2) 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 環境講座や環境教室を開催し、環境モラルや環境保全、地球規模の気候変動等に対する意識の向上を図ります。
- 環境保全活動の推進のため、地域や環境団体との連携を強化し人材の育成を図ります。

### (3) 地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入拡大、公共交通機関や自転車の利用などによって、環境に配慮した低炭素社会の実現を目指します。
- 家庭や職場での省エネルギー対策、エコ活動の普及・啓発を図ります。
- チップ生産拠点をもつ事業者などと連携し、木質バイオマスの普及や熱利用の促進を図ります。



竹田川での自然体験



河川の清掃活動

## 4 - 2 循環型社会の構築

### 現状と課題

人間の産業活動等が活発になることは環境に負荷を与え、発生した廃棄物の処理にもコストを要します。環境への負荷軽減に配慮し、大量生産・大量消費・大量破棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

本市では、「坂井市環境基本計画」及び「坂井市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量、不法投棄の防止、資源の循環に取り組んでいます。

一方で、ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくることを目標に、プラスチック製容器包装、蛍光灯のリサイクル（再資源化）に向けた分別回収など、ごみの分別・減量化を推進していますが、一人1日あたりのごみの排出量は削減の目標値に及ばない状況であり、更なる対応が求められています。

そのため、ごみの減量化に向け、市民一人ひとりの環境保全意識を高めながら、生活のあり方と価値観の見直しを促し、リデュース（ごみの発生抑制）とリユース（再使用）に重点を置いたライフスタイルへの転換を進める必要があります。また、企業に対しても、この意識を高めるとともに、農林漁業や製造業、サービス業を含めたすべての産業分野におけるリサイクルや省エネルギー化を推進する必要があります。

今後とも、効率的な廃棄物の収集・処理体制の確立を図り、市民と企業と行政が一体となって循環型社会の構築を進めることが求められています。

### 方 針

方針1 ごみの減量化及び再資源化の推進

方針2 不適正処理の防止



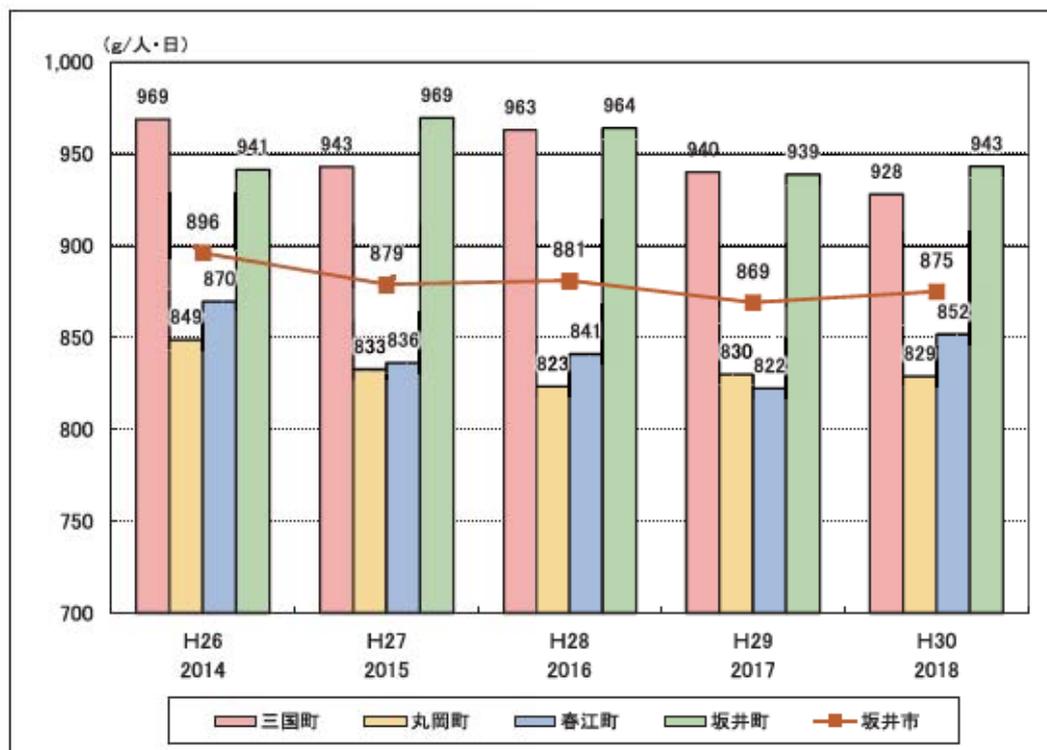
## 基本施策

### (1) ごみの減量化及び再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3R（※11）活動の推進を図りながら循環型社会の実現に努めます。
- 食品ロスの削減をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 外国籍の市民を含め、分かりやすいごみの分別方法を周知します。
- 身近な地域での資源ごみ収集の定着化を図るため、より効率的で負担の少ない収集体制づくりを進め、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設やし尿処理施設など安定的な運営が図れるよう長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保に努めます。

### (2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や早期撤去に向け、パトロールや監視に取り組みます。
- 適正なごみの排出、3R意識の向上など、ごみに関する意識の醸成を図ります。



一人1日あたりのごみの排出量の推移 (資料：環境推進課)

## 4 - 3 生活環境の保全と充実

### 現状と課題

本市は、彩り豊かな自然ときれいな水や空気に囲まれた生活環境に恵まれています。これらの良好な生活環境が維持されることは、豊かな生活を送る上で欠かせないものであり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、都市化にともなう排出水、排出ガス、騒音、振動などの公害や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類等の有害化学物質から市民の健全な生活環境を守るため、河川や地下水、工場排水等の水質分析調査、大気環境の常時監視、ダイオキシン類調査などを継続的に行っています。

一方で、環境問題について迅速かつ適切に対応するためには、各種の法令や条例に基づく規制、監視に加え、市民や企業と関係行政機関が連携し、総合的な環境保全体制を確立していく必要があります。

さらには、ライフスタイルの変化などで増加傾向にある騒音、悪臭などの感覚公害への対処も進める必要があります。

### 方 針

方針1 公害防止対策の推進

方針2 良好な生活環境の維持・保全



環境調査（水質検査）



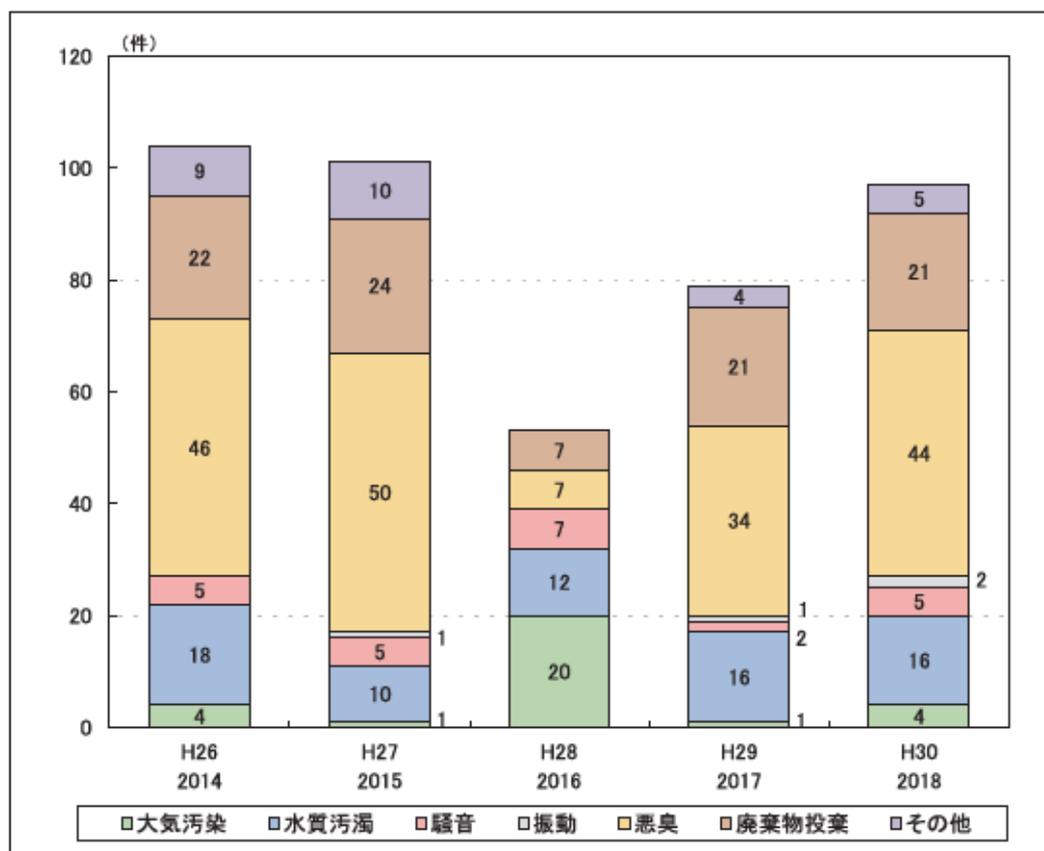
## 基本施策

### (1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導などを行います。
- ダイオキシン類や農薬などに含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグなど公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

### (2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動など感覚公害の発生防止に取り組み、健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づき、野外でのごみの焼却などの苦情に適切に対応するとともに、指導を徹底します。



公害苦情件数の内訳

(資料：環境推進課)

## 4-4 美しい景観資源の活用

### 現状と課題

美しい景観は、そこに暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい坂井市を印象付けることとなります。

四季折々の美しさを広い地域から望むことができる山林や、日本海の荒波が形作った海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園などといった豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観などを保全・活用する必要があります。市街地においても良好な街並みを整備するため、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を活かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

本市には固有の歴史や伝統、文化、風土などの優れた地域特性があり、それらを活かした景観づくりに取り組むため、平成20年(2008年)に景観計画を策定し、併せて景観条例を制定しました。これまで、市民や企業と協働して、美しく魅力ある景観の形成に取り組んできました。

今後も、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、観光振興にも寄与する貴重な地域資源として、地域固有の景観を活かし魅力あるまちづくりを進める必要があります。

### 方針

方針1 ふるさとを感じられる景観の継承

方針2 未来につながる美しい景観の創造



田園風景



## 基本施策

### (1) ふるさとを感じられる景観の継承

- 歴史的な街並みの保全を図るため、三国湊地区、丸岡城周辺地区の地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

### (2) 未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化などの受け継いできた地域資源を活かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。



サンセットビーチ



三国湊の街並み

# 第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり

## 5-1 農林水産業の振興

### 現状と課題

本市は、九頭竜川下流域に広がる坂井平野が福井県屈指の農業地帯となっており、水田地域では稲作を中心として大麦・大豆・そばを組み合わせた農業、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、園芸を中心とした農業が展開され、畜産においても「黒毛和種」の生産出荷量が県内一の地域となっています。

また、漁業では、本市沖の海底の形状は沿岸から沖合にかけて起伏に富み、玄達瀬や松出し瀬などの大きな天然礁があり、好漁場となっています。さらに林業では、市域の3割を森林が占めており豊富な森林資源を有しています。

しかし、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足、収益の減少等を理由とした撤退などによる労働力の減少や、農地では耕作放棄が懸念されるなど厳しい状況にあり、本市の産業振興、環境保全、健康、文化振興などにも大きく影響する重要な課題です。

本市独自の自然や景色、食は、観光面においても誘客や地元消費の拡大に大きな期待が持てます。この地域を守り、生産を支える活力を持続的に発展するためには、「暮らし」を支える農林水産業の振興に取り組み、さらに農林漁業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

### 方針

- 方針1 持続可能な農林水産業の推進
- 方針2 農地・森林の環境の保持
- 方針3 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上
- 方針4 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興



## 基本施策

### (1) 持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、U I J ターン者や他分野からの新規参入者など、多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- ICT (※9)、ロボット技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組むとともに、大型機械の導入による省力化・効率化を図ります。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の6次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を保全し資源の循環利用を促進するため、森林の適切な管理と木材の有効活用を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全等に取り組めます。
- 水産物流通拠点である三国港市場の環境整備を進め、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

### (2) 農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査や、山林の造林や伐採等により、遊休農地、森林の荒廃発生防止・解消に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づき捕獲檻・柵などの設置を促進し、鳥獣による被害を防止します。
- 松林の維持・保全を図るため、害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松や広葉樹などを植栽し環境改善に取り組めます。

### (3) 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をPRし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害及び家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

### (4) 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産業の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズムなど、豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「甘えび」などの地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

## 5 - 2 商工業の振興

### 現状と課題

商業については、郊外型の大型店舗やコンビニエンスストアなどの進出をはじめ、幹線道路沿いへのフランチャイズ系の飲食店や食品や医薬品などを取り扱う小売店舗の出店、また、福井市北部地区への本市をマーケットエリアと見込んだ大規模な商業施設の集積、さらには、店舗経営者の高齢化をはじめ後継者不在や、それに伴う空き店舗の増加など、地域の商店を取り巻く環境は非常に厳しい状況に直面しています。

時代とともに変化する消費者ニーズを的確に把握し、迅速に対応しながら、地域に根差した新たなサービス展開を図るため、市商工会等の関係機関や商業者相互の連携・協力を図り、経営の近代化や商店街の活性化を推進する必要があります。

工業については、グローバルな経済競争の進展や、東京を中心とする大都市一極集中、経営者や従業員の高齢化、後継者問題など、特に中小企業・小規模企業者は厳しい状況にあります。

そのような状況の下、テクノポート福井や市内工業団地への新たな企業誘致を推進する一方で、既存の中小企業・小規模企業者への支援強化を図るとともに、新規創業の支援や産官学の連携による共同研究及び技術開発を支援しています。

今後も引き続き、異業種企業間のマッチング機会の創出や新規の販路開拓等、ビジネスチャンスの拡大、人材の確保・育成や経営の近代化、経営力の強化などに対して、景気の動向を踏まえた支援を充実する必要があります。

### 方 針

- 方針1 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成
- 方針2 地域に根差す産業の支援の充実
- 方針3 企業誘致の推進、新規産業の創出支援



## 基本施策

### (1) 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の経営安定化や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業などが、空き家・空き店舗などを活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合など各種団体の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- キャッシュレス決済の利用環境の整備など、関係機関と連携した事業者の生産性向上に取り組むとともに、外国人旅行者を含めた消費者の利便性向上を図ります。

### (2) 地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業など地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発支援、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習得への助成など担い手の育成を支援します。
- 各種産業展示会への出展や産業フェアの開催などによって、異業種企業間のマッチング機会の創出や販路の拡大・開拓、新規創業への機運の醸成を図ります。

### (3) 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援などをし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- サテライトオフィスやインキュベートオフィスを整備し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品などの開発及び新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を活かした陸上及び海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

## 5 - 3 観光の振興

### 現状と課題

観光は、地域のイメージアップに加え、交流人口の拡大、関係人口の創出にも寄与します。さらには、飲食・宿泊・物販など様々な産業の活性化や、地域課題の解決に取り組む担い手の育成などにもつながることから、特に積極的な事業展開が望まれます。

本市は、名勝「東尋坊」や現存 12 天守に数えられ国宝化を目指す「丸岡城」をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された「三国湊」、歴史文化を伝える文化財や祭りなど、数多くの観光資源に恵まれており、県内トップの観光客入込数を誇ります。

一方で、より経済波及効果の高い宿泊を伴う滞在型観光への転換は十分とは言えない状況です。DMO（※15）を設立し、それらを中心に、それぞれの観光資源の魅力向上はもとより、異業種と連携した体験型観光、散策や学習を伴うまちなか観光などを充実し、何度でも訪れたい観光地域づくりを進めることが必要です。また、大都市圏からの観光客誘客に向けて、坂井市単体ではなく隣接市町などと連携して、エリアとしての魅力を発信する広域観光の推進が必要です。

そのため、「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」に基づき、住む人も訪れる人も、すべての人が市内の豊富な観光資源や地域資源を活かしながら、観光地域としての魅力を高め、交流・経済の好循環を創出していく必要があります。

### 方針

- 方針1 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応
- 方針2 広域交通網の活用推進
- 方針3 インバウンドの受け入れ体制の整備
- 方針4 観光情報の整理と効果的な発信
- 方針5 観光地域づくりのための組織形成と人材育成



## 基本施策

### (1) 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 県内最大の観光地である東尋坊の魅力を高めるため、観光拠点施設の設置など、エリア全体の再整備を図ります。
- 丸岡城や三国湊、竹田地区などの文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図り、魅力的で快適な観光地づくりを進めます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や地場産品を活用した食の提供など新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた三国温泉の魅力発信に努め、ブランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。
- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩など地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致など、新しい観光客の取り込みを強化します。
- 古民家や空き家を利活用し、店舗の誘致など新たな賑わい創出を推進します。
- 自然や歴史、文化財など豊かな資源を活かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

### (2) 広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港などを結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮など利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

### (3) インパウンドの受け入れ体制の整備

- ICT (※9) 等の最先端システムを導入するなど、外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業などの事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

### (4) 観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用などインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や一筆啓上茶屋とも連携し、桜やそばなどの季節ごとの情報発信を推進します。

### (5) 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- DMO等が中心となり、地域一丸となった観光地域づくりや将来に向けての観光担い手の育成、また郷土の魅力の再認識によるシビックプライドの醸成に努めます。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナーなどを積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

## 5 - 4 働く環境の充実

### 現状と課題

若年層の労働意識の変化や人手不足、非正規労働者の増加、外国人研修生の受け入れ増加など、雇用環境が大きく変わりつつあります。一方で、職人的な作業や機械化が困難な作業の多い企業では、企業活動自体に影響を及ぼすような熟練した技術を持つ労働者の不足や、その技術の継承などが課題となっています。

今後、人口減少と少子高齢化が一層進む中、労働力不足は継続的な課題であり、中高年齢者の就労・再雇用機会の確保や若年層の正規就業の促進を図る必要があります。また、女性や外国人労働者の受け入れ促進にも取り組む必要があります。

### 方針

方針1 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

方針2 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現



UIJターナー者向け企業説明会



## 基本施策

### (1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県及び関係機関などとの連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、UIJターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催などの情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、生きがいづくりや地域社会への参画についても支援します。

### (2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人手不足分野における人材確保に向けて、中小企業の生産性の向上と働き方改革の取り組みを支援します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れ体制の整備を支援します。
- 市商工会などの関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化など市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。



高齢者の人材育成研修

# 第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

## 6-1 災害に強いまちづくりの推進

### 現状と課題

近年、全国各地で地震や台風、局地的な大雨などによる災害が多発し、大きな被害が生じています。

こういった災害から生命と財産を守るため、市民一人ひとりの日頃からの災害に対する心構えや、知識と備えが重要となります。また、行政においても、被害を最小限にとどめるための対策や備えが求められています。

本市では、避難訓練の実施、ハザードマップの作成など災害に対する市民の意識の啓発に努めており、円滑な情報伝達ができるよう防災行政無線や防災行政メールの整備を行ってきました。

ハード面においては、橋梁の長寿命化計画に基づいた予防保全的な修繕をはじめ、土砂崩れ防止箇所や排水ポンプ場、堤防草刈り・浚渫等の維持管理を行うことにより、適正な利用及び機能保持に努めています。

また、大規模な災害が発生すると行政機能が麻痺するおそれもあり、災害時における被害をできるだけ少なくするためには、行政機能の継続に向けた取り組みに加えて、高齢者や障がいのある人、外国人等への気配りなども含めた地域コミュニティにおける自助・共助の取り組みが重要なものとなっています。

今後、災害に強いまちづくりの推進には効率的で効果的な防災対策の推進を図るとともに、地域の防災意識や体制の強化を図る必要があります。

### 方針

- 方針1 治山・治水対策による災害の未然防止
- 方針2 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進
- 方針3 災害に強い市民の育成と防災機能の強化
- 方針4 地域コミュニティによる安全・安心の構築
- 方針5 国民保護対策の充実



## 基本施策

### (1) 治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理により、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を推進します。
- 梅雨時期や台風、ゲリラ豪雨などの大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修を推進します。

### (2) 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検証と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 災害時の廃棄物処理について、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 各家庭や事業所での災害備蓄を基本として、食料や生活必需品などを計画的に整備します。

### (3) 災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業などへの意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、それぞれの状況に応じた避難行動開始などに繋がるよう、的確に情報を発信します。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力及び救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 事業者と連携し、電気、上下水道、ガス、道路、橋梁、通信設備などライフライン機能の強化に努めます。

### (4) 地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害など災害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の確立を図ります。
- 自主防災組織や坂井市防災士の会など地域における防災リーダーの育成を図ります。

### (5) 国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関などと協力し迅速に対応します。

## 6-2 安全・安心対策の充実

### 現状と課題

本市は、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けて、平成19年（2007年）に「坂井市安全安心都市宣言」を行っています。犯罪認知件数は平成15年（2003年）から17年連続で減少したものの、減少数、率とも鈍化しています。また、高齢者への振り込め詐欺、さらに子どもへの悪質な声掛け、家庭内暴力など、表面化しにくい新たな形態での犯罪が多くなってきていることから、警察と連携を取りながら、防犯カメラの設置、「さかいドライブレコーダー見守り協力隊（ドラレコ隊）」への加入促進など、新たな手法による防犯体制を整え、犯罪のない住みよいまちづくりを推進していく必要があります。

また、市内の65歳以上の運転免許所有者が10年前と比較して約7割増加しており、今後も増加が見込まれています。近年、加齢による身体能力の低下が原因と認められる重大事故が多発しており、これまでの交通安全啓発活動に加えて、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要があります。

### 方針

- 方針1 防犯対策の充実
- 方針2 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止
- 方針3 交通事故による被害が少ない環境の創出



消費者被害防止啓発活動



## 基本施策

### (1) 防犯対策の充実

- 「安全安心都市」実現のため、防犯隊、自主防犯パトロール組織の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- 警察と連携した防犯カメラの設置、「さかいドライブレコーダー見守り協力隊（ドラレコ隊）」への加入促進、LED防犯灯の普及促進など、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策などの情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。

### (2) 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全、安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口の環境整備や犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

### (3) 交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進などに取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢運転者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、重大交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路などを中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。



道路状況の現場点検

## 6-3 住環境の整備

### 現状と課題

本市では、人口減少や高齢化が進行しつつある中で、居住・商業などの都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化の進行が懸念されています。これまで以上に、住宅・医療・福祉・商業等の都市機能の立地誘導を図り、コンパクトな市街地を中心とした持続可能なネットワーク型の都市構造の実現に取り組む必要があります。

また、旧市街地の空洞化や空き家の増加といった課題もあり、良質で安全な住まいづくりや地域と連携したまちづくりの推進、空き家等の解消を目的とした取り組みが必要となっています。

市営住宅については、適正な戸数を確保するとともに、計画的な改修や修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えることが必要です。

やすらぎが感じられ、気軽に憩うことができる質の高い都市環境を形成するためには、誰もが安全で安心して利用できる公園緑地の充実が必要となっています。

今後は、住環境を形成する施設のストックマネジメントが重要となり、計画的・効率的な市街地整備を推進していくことが必要となっています。

### 方針

方針1 適正な土地利用の推進

方針2 快適な居住環境の創出

方針3 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備



## 基本施策

### (1) 適正な土地利用の推進

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅及び都市機能増進施設（※16）の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

### (2) 快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存ストック（※17）の耐震化への補助制度の周知に努め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 土地や建物の特性を活かした定住の多様な受け皿の確保を図ります。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。
- 空家等対策計画に基づく適正管理指導などにより、その発生を抑制するとともに、危険な空き家を解消し、利活用できる空き家については、公・民・学が連携した活用など、地域活性化に資する取り組みを進めます。

### (3) 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。



ゆりの里公園

## 6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持

### 現状と課題

上下水道は、安全・安心な飲み水を供給し、使用された汚水をすみやかに処理することにより、良好な水環境を維持し、快適な生活環境の形成と身近な自然環境を守り育てる重要な社会基盤です。

水道水は、龍ヶ鼻ダムを水源とした竹田川の表流水と自己水源である井戸水により、市内全域に供給されています。

水はいかなる時にも必要不可欠であり、地震などの災害発生時にも安全・安心な水を供給するため、配水池や水道管等の耐震補強を行い、施設の強靱化を図る必要があります。

下水道は、事業を計画的に進めており、普及率は高い水準にありますが、未普及地区の解消と、老朽化が進んだ下水道施設への対応が必要となっています。

集中豪雨や宅地化による浸水被害に対応するため、現状に即した認可計画に基づき、引き続き雨水対策を進めます。

### 方針

方針1 安全・安心な水の安定した供給

方針2 下水道施設の整備・管理と接続促進

方針3 上下水道事業の経営健全化

年度	整備面積 (ha)	施工延長 (m)	整備人口 (人)	普及率 (%)
H26 (2014)	2,865	706,443	89,039	95.6
H27 (2015)	2,920	722,291	88,901	95.8
H28 (2016)	2,937	726,820	90,399	95.8
H29 (2017)	2,943	732,075	90,407	98.1
H30 (2018)	2,961	734,124	89,956	98.2

公共下水道の状況

(資料：上下水道課)

## 基本施策

### (1) 安全・安心な水の安定した供給

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、水道水の安定供給を図ります。

### (2) 下水道施設の整備・管理と接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

### (3) 上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。



木部配水場

## 6-5 暮らしを支える道路網の整備

### 現状と課題

本市は、北陸自動車道、国道8号、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫道路）をはじめとする、南北方向の幹線道路が充実しており、それらの道路に県道及び市道が接続した道路網が形成されています。

市民や立地企業の利便性向上に加え、北陸新幹線の延伸効果の最大化を図り、観光客などの交通利便性を向上させるため、福井港丸岡インター連絡道や県道福井森田丸岡線など広域的な道路網の整備の必要性が一層高まっています。

生活道路は、市民生活の利便性の維持・向上を図る上で重要な役割を担っていることから、道路環境の整備と適切な維持管理が必要です。また、建設から長い年数を経た橋梁も多く、近年老朽化が進んでいることから、計画的な点検や予防的な修繕を行うなど橋梁の長寿命化を図ることが求められます。

本市には、県内随一の石油備蓄基地がある他、国道8号など北陸地方の大動脈をかかえており、一たび降雪による交通障害が発生すると北陸地方全体に影響が出ることから、冬期間の道路交通確保に向けた体制づくりが必要です。

### 方針

- 方針1 広域的な道路網の整備
- 方針2 生活道路の計画的な整備
- 方針3 地域ぐるみによる除雪体制の強化



## 基本施策

### (1) 広域的な道路網の整備

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道8号の4車線化及びバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）などの拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線などの新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

### (2) 生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

### (3) 地域ぐるみによる除雪体制の強化

- きめ細かな除雪パトロールを実施し、冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。



国道8号の4車線化

## 6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実

### 現状と課題

北陸新幹線福井・敦賀開業によって、関東圏や上信越地方から福井県へのアクセス環境が大きく向上することから、県内を訪れる観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、これまで関連の薄かった地域と交流を図ることによる地域活性化の推進や、経済的・社会的に大きな波及効果があるものと期待されています。

鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤通学の手段として、また、高齢者や障がいのある人など移動が制限される人にとっての買い物や通院など日常生活を送る上で欠くことのできない移動手段として重要な役割を担っていることから、一層の充実が求められています。

福井港は、国家石油備蓄や石油配分等のエネルギー基地としての機能とともに、多くの企業が集中するテクノポート福井の拠点港としての機能を有しており、嶺北地域を中心とした経済圏の物流拠点として、その利活用の推進が求められています。また、福井港に隣接する三国湊地区については、日本遺産に認定された地域文化の中心として、多くの人が集って交流し憩いが提供されていることから、人々に親しまれる港湾としての活用も求められています。

福井空港は、県内唯一の空港であり、県警及び県防災航空隊のヘリコプター基地としての利用に加え、航空測量や遊覧飛行などで小型機の離発着地として、また、グライダーの訓練拠点として活用されており、今後は空港を活用した新たなまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした状況の中、既存の公共交通機能を維持しつつ、その利便性の向上を図っていくことは、「住みよさ」をさらに高めるとともに観光誘客の面から重要な役割を果たすものと考えられることから、積極的な取り組みを進める必要があります。また、より広い地域と人の移動や物流輸送の手段となる広域交通ネットワークについても、一層の充実が求められています。

### 方 針

方針1 地域公共交通の充実と利用促進

方針2 広域ネットワーク拠点の充実



## 基本施策

### (1) 地域公共交通の充実と利用促進

- 多様な交通手段をシームレス（※18）かつ一体的なサービスとして提供できるよう、公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- 並行在来線について、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- 公共交通空白地帯や交通不便地域を運行しているコミュニティバスについては、多様化する住民ニーズの検証を行い、日常生活を支える交通インフラとしての機能を確保します。

### (2) 広域ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用や海外定期便就航の推進、観光と連携した港湾活用など、地域の産業と生活を支える港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備や、空港機能を活かした特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。



えちぜん鉄道 大関駅



丸岡バスターミナル

## 6-7 情報ネットワーク社会の構築

### 現状と課題

インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な進歩と、スマートフォン等の高機能な情報通信端末の普及は、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。

さらに、「IoT（※5）」や「AI（※6）」、「ロボット」などの技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。特に、国が第5期科学技術基本計画で強力に推進しようとしている「Society 5.0（※8）」の動向を敏感に捉え、市として迅速に対応していくことが求められています。

一方で、ICT（※9）を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウイルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策など様々な課題も生じています。

情報通信技術の更なる活用による、行政サービスの向上や事務の効率化を図り、利便性が高く安心して暮らすことができる情報ネットワーク社会の構築が求められています。

### 方針

- 方針1 ICTによる行政サービスの向上と効率的な行政運営
- 方針2 ICTを活用した利便性の高い生活環境の実現



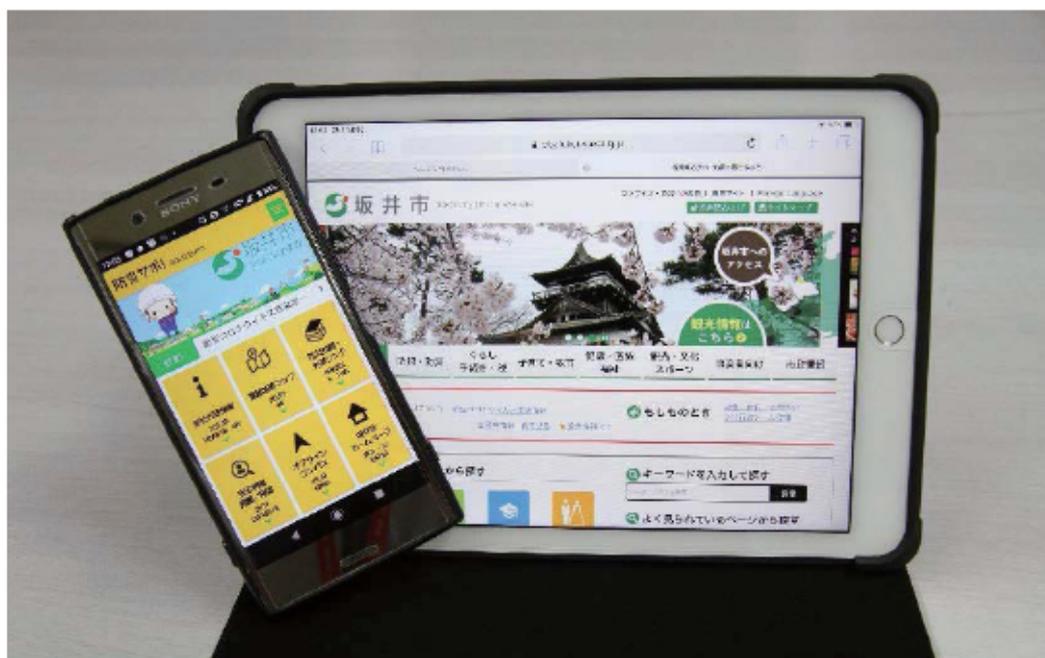
## 基本施策

### (1) ICTによる行政サービスの向上と効率的な行政運営

- ホームページでの検索の容易化、申請・届出手続きのオンライン化（電子申請）などICTを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金の収納方法の利便性向上、市役所以外での証明書発行、窓口での多言語対応など多様化する市民ニーズに対応できるICTによる環境整備を図ります。
- ICTを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供などの環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムやRPA（※19）の導入により、業務の効率化を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

### (2) ICTを活用した利便性の高い生活環境の実現

- 主要な公共施設や観光施設、鉄道駅等においてWi-Fi環境の整備を進め、住民サービスと観光客等の利便性向上を図ります。
- ICTを活用したコミュニケーション環境の充実を図り、地域の活性化に向けた取り組みを推進します。



ICT（情報通信技術）の活用促進

